

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的に実施。

【検査対象】※厚生労働省水道課

- 厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- 国が設置する専用水道

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として**水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況**、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

<具体的には>

- 資格に関すること (水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等)
- 認可等に関すること (認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等)
- 水道施設管理に関すること (施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等)
- 衛生管理に関すること (健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等)
- 水質検査に関すること (水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等)
- 水質管理に関すること (水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等)
- 危機管理対策に関すること (自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等)
- 情報提供等に関すること (情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等)
- 資源・環境に関すること (水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等)
- その他

立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数			指摘件数(延べ)	
	上水	用供	計	文書	口頭
H23	9	2	11	41	173
H24	19	5	11	8	33
H25	50	3	24	30	86
H26	35	22	57	70	142
H27	38	14	52	53	131

平成27年度 指摘件数の内訳

平成27年度 指摘内訳		文書	口頭
① 資格に関すること		14	16
② 認可等に関すること		20	3
③ 水道施設管理に関すること		0	39
④ 衛生管理に関すること		3	5
⑤ 水質検査に関すること		6	23
⑥ 水質管理に関すること		0	5
⑦ 危機管理対策に関すること		0	39
⑧ 情報提供等に関すること		14	0
⑨ 資源・環境に関すること		0	0
⑩ その他		0	0



平成27年度 主な文書指摘事例

① 資格に関すること

- 水道技術管理者が、施設検査等の記録を確認していないかった。
- 水道の布設工事の施工において、職員に対して布設工事監督者の指名を行っていないかった。

② 認可等に関すること

- 現在給水人口が、計画給水人口を上回っているにもかかわらず、認可の手続きを行っていないかった。
- 水道料金を変更したにもかかわらず、料金変更届を未提出であった。
- 導水管の布設替えを行ったにもかかわらず、給水開始前届を未提出であった。

⑤ 水質検査に関する事項

- 水質検査計画に記載すべき事項が一部未記載であった。
- 適切な回数の水質検査が行われていなかった。

⑧ 情報提供等に関する事項

- 水質検査計画について、水道の需用者に対する情報提供が、事業年度の開始後の4月に行っていた。
- 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況について、水道の需用者に対して情報提供していなかった。
- 貯水槽水道の管理等に関する事項について、水道の需用者に対して情報提供していなかった。

立入検査結果の公表等について

■ 指摘事項に対する改善報告

- ✓ 改善報告には、**具体的な改善内容及び解消時期等を明記**すること。
なお、報告内容によっては、改善報告の差し替えや、成果物の提出を求める。
- ✓ 指摘事項に対する**改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行う**。

■ 立入検査結果の公表について

- 立入検査の結果は、厚生労働省水道課ホームページに掲載。
「厚生労働大臣認可事業者への指導監督に関する情報」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shidou/index.html>
- 昨年度の結果から、**水道事業体実名入りで公表**。

■ 立入検査結果の活用について

厚生労働省水道課ホームページで公表している立入検査の指摘結果を活用して、
自らの水道事業の点検を行い、適正な水道事業の管理・運営に努めていただきたい。